

平野区地域自立支援協議会

平成28年10月21日(金)、15:30～

平野区役所 5F 501会議室

議 題

1. 部会報告
2. 区民まつり
3. 設置要綱
4. その他

部会報告

- 相談事業部会
- 日中活動部会
- 研修部会
- 居宅事業部会

(昨年度の活動サマリー)

区民まつり

- 日時 平成28年10月29日(土)
10:30～16:00
(雨天時は10/30(日)に延期)
- 場所 平野区民センター横出戸池グラウンド
- 出展内容
 - ・「障がい福祉の啓発」
 - ・リーフレットの配布などを予定

区民まつり

➤ 担当

平野区および平野区障害者相談支援センター

当日は区民まつりの会場にお越しいただき、次年度へのご意見をいただけますようお願いいたします。

設置要綱

第2条第2項（設置根拠）

【修正前】

また、平野区地域福祉計画に定める平野区における地域福祉の推進体制（地域支援システム）における障がい者専門部会とする。

【修正後】

また、平野区における障がい者支援を推進するために、中核的な協議の場として設置する。

設置要綱

第8条および第13条（運営委員会の構成）

- 平野区の障がい福祉サービスの事業領域ごとに議席数を割り当てる。
- 議席数については、試算根拠や実現可能性について疑問があがった。
- 各領域からの参画は必要だが、議席数を細かく設定してまで設置要綱に記載する必要性はなく、現行の改定案の記載に留めてはどうか。
- 設置要綱の改定作業にこれ以上の時間を浪費するよりも、障がい者ニーズについての議論を具体的に進めていきたい。

平野区地域自立支援協議会(組織)

全体会議

全会員をもって構成し、予算・決算、事業計画・報告、その他重要事項を出席者の過半数をもって承認することができる。

会員

- (1) 平野区在住の障がい児(者)
- (2) 平野区内の障がい児(者)団体
- (3) 平野区内の障がい福祉関係事業所
- (4) 平野区内の障がい関係支援機関
- (5) 平野区役所
- (6) その他運営委員会で承認された者



運営委員会

運営委員会は、役員をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議し、構成員の過半数をもって決定することができる。

役員

会長、副会長、書記、会計、運営委員

(運営委員)

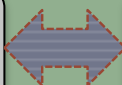
障がい者相談支援センター
相談支援事業所
障がい福祉サービス事業所
平野区社会福祉協議会
専門部会の部会長
各関係機関

監事



事務局

平野区保健福祉センター



平野区障がい者相談支援センター

事務局と協力して本会の運営に参画する

専門部会

事業や個別事案について、検討されるべき課題について、必要な地域資源や制度のはざまを補う提案などを検討する。

相談部会

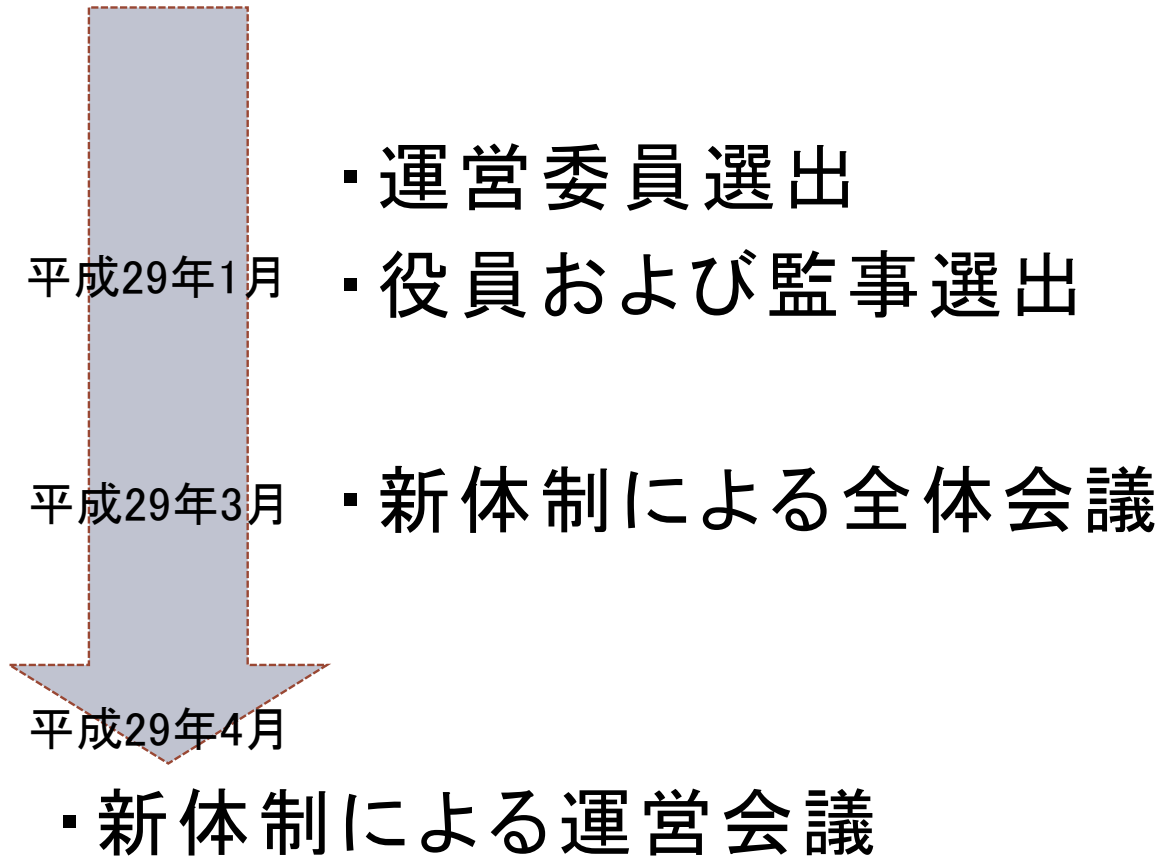
日中活動会

居宅事業部会

研修部会

設置要綱改定後のスケジュール(案)

- ・改訂設置要綱の施行日(平成〇〇年〇月〇日?)



その他

➤ 安全安心フェスティバル

～出戸駅前にぎわいフェスタ2016～

【午前：イオン長吉店前広場】

日中活動部会から物販出展。



【午後：コミュニティープラザ平野】

防災体験に障がい当事者の方々が参加されました。



その他

➤ 第2期平野区地域福祉計画策定委員会

H28.10.13(木)、平野区役所501会議室

- ・第1期福祉計画の振り返りとその課題整理
- ・第2期福祉計画骨子

委員からのコメント一例

- ・第1期について課題整理の根拠が曖昧。
- ・第2期の計画骨子が理念的すぎてよくわからない。
- ・児童、高齢、障害といった括りで計画を立てる方が分かり易い。
- ・当事者の声が市区行政に届くよう地域支援システムが機能するようにしてもらいたい。

その他

- 平野区社会福祉協議会
見守り相談からのお知らせ

次回(予定)

事務局会議

平成28年12月22日(木)、16:30

運営委員会

平成29年1月27日(金)、15:30